

## 用地等交渉業務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の公共事業（国又は愛知県と公共補償契約を締結した事業に限る。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれらに伴う損失補償について、土地所有者及び関係人又はこれらの代表者（以下「権利者等」という。）との用地等交渉業務を関係の区で実施する場合に要する経費として交付する交付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用地等交渉業務の範囲)

第2条 関係の区が実施する用地等交渉業務は、前条に定める目的で権利者等と用地等の交渉を行い、次に掲げる書類に調印を得る業務をいう。

- (1) 土地売買契約書及び補償契約書
- (2) 登記承諾書その他必要な書類

(交付金の交付申請)

第3条 関係の区の代表者（以下「代表者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書（様式第1）に、事業計画書（様式第2）を添えて町長に提出しなければならない。

(用地等交渉業務開始承諾書等の交付)

第4条 町長は、前条に規定する申請を受理し、適当と認めたときは、代表者に対し用地等交渉業務開始承諾書（様式第3）を交付するとともに、次に掲げる書類を併せて交付するものとする。

- (1) 用地等交渉業務内訳書
- (2) 土地買収計画書
- (3) 補償計画書
- (4) 土地売買契約書、補償契約書及び登記関係書類
- (5) 用地測量図
- (6) その他用地等交渉に必要な書類

(困難事案の報告)

第5条 代表者は、前条の規定により用地等交渉業務開始承諾書の交付を受けた業務（以下「承諾業務」という。）のうち全部又は一部について、その履行が困難となったときは、用地等交渉業務困難事案報告書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

（業務完了報告書の提出）

第6条 代表者は、承諾業務が完了したときは、直ちに用地等交渉業務完了報告書（様式第5）を町長に提出するものとする。

（交付金の決定通知）

第7条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付金の額を決定し、交付金交付決定通知書（様式第6）により代表者に通知するものとする。

（交付金の算定）

第8条 交付金の額は、業務の完了した用地費及び補償費の額に1千分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 交付金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（交付金の交付）

第9条 第7条の規定により、交付金の交付決定を受けた代表者は請求書（様式第7）を提出し、交付金の交付を受けるものとする。

（用地等交渉業務の指導管理）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、用地等交渉業務の進捗状況等について代表者からその報告を求める等適切な指導管理を図るものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成10年2月20日 大口町告示第16号）

この要綱は、告示の目から施行し、平成9年4月1日から適用する。